

議案第 22 号

飛騨市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

飛騨市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 8 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

地方自治法の改正に基づく勤勉手当の支給に伴う改正

飛驒市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する 条例

飛驒市職員の育児休業等に関する条例（平成16年飛驒市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法第22条の2に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

飛騨市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第6条 略 (育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 給与条例第23条の7第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法第22条の2に規定する会計年度任用職員を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第6条 略 (育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 給与条例第23条の7第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員_____のうち、基準日以前6箇月以内において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>以下 略</p>

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
担当部	総務部
提案理由	地方自治法の改正に基づく勤勉手当の支給に伴う改正
制定改廃の根拠等	地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）及び「地方自治法の一部を改正する法律（会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給関係）の運用について（通知）」（令和5年6月9日付け総行給第29号・総行女第12号総務省自治行政局公務員部長通知）に伴い会計年度任用職員に対し、勤勉手当が支給されることになったことにより所要の改正を行うもの。
条例の概要	<p>【改正の趣旨】</p> <p>これまで、会計年度任用職員については勤勉手当の支給対象外であることから、育児休業中の勤勉手当の支給に関する規定についても除外していた。しかし、令和6年度より会計年度任用職員も勤勉手当の支給対象となることから、育児休業中の勤勉手当の支給に関する規定を適用できるように改正する。</p> <p>【改正の内容】</p> <p>育児休業中の会計年度任用職員について、基準日以前6箇月以内において勤務した期間がある職員については、正職員同様に勤勉手当を支給することとする。</p> <p style="text-align: right;">（第7条第2項関係）</p>
市民への影響等	<p>【影響の規模】</p> <p>育児休業を取得する会計年度任用職員（1～2名程度／年）</p>
施行日	令和6年4月1日
備考	